審査基準

I 審査方法

審査・採択は、応募書類に基づき、第三者の有識者で構成される委員会において実施する。原則、書面・ヒアリング審査(同時開催)を通じて行うが、必要に応じて現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがある。

Ⅱ 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、Ⅳに示す評価項目ごとに、Ⅴに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

Ⅲ 採択案件の決定方法

評価点について、原則として最も得点の高い者から採択するものとする。

Ⅳ 評価項目

- 1. 基金の管理・運用
 - ① 基金の管理について、安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものであるか。
 - ② 基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うものであるか。
 - ③ 基金からの支払いを適切に管理できるか。
- 2. 中小企業イノベーション創出推進事業の実施
- ① 中小企業イノベーション創出推進事業を適切に実施し得るか。当該事業 を委託する場合には、受託事業者を適切に指導監督し得るか。
- ② 中小企業イノベーション創出推進事業をより効果的・有意義なものとするための分野ごとの特性に応じた事業実施上の工夫の提案

3. 体制整備と事務費用

- ① (1)(2)の事務を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えられるか。
- ② (1)(2)の事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。

4. 法人自体について

- ① 法人の信頼性
- ② 補助対象事業を通じ公益を達成しようとすることについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。
- 5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同 参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1. 評価項目の「1. 基金の管理・運用」、「2. 中小企業イノベーション

【研究開発】

創出推進事業の実施」、「3.体制整備と事務費用」及び「4.法人自体について」は、小項目ごとに以下の5段階評価にて採点を行う。(計9項目)

大変優れている=5点 優れている=4点 普通=3点 やや劣っている=2点 劣っている=1点

2. 評価項目の「5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、満点は2. 5点とする。

〇えるぼし認定等(女性活躍推進法)

- ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)=1点
- ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと)=1.5点
- ·認定段階3=2点
- ・プラチナえるぼし認定=2.5点
- ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)=0.5点
- 〇くるみん認定企業・プラチナ認定企業 (次世代育成支援対策推進法 (次世代法))
 - ・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)=1点
 - ・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年 厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定)=1.2点
 - ・プラチナくるみん認定=1.5点
- 〇ユースエール認定 (若者雇用促進法)
 - ・ユースエール認定=1.5点
- 〇上記以外=0点